

○来庁して開示請求をする場合

1 本人による請求

次の書類（複写物は不可）を「提示」してください。

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・資格確認書
- ・個人番号カード（※）
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
- ・障害者手帳

※
・個人番号通知カードは使用不可。
・住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

※注意

本人確認書類に有効期限の記載がある場合は、必ず有効期限内のものをご持参いただきますようお願いいたします。

総務課に持参された時点で有効期限切れだった場合は、別途利用可能な本人確認書類をご提示いただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

2 法定代理人による請求

次の書類（複写物は不可）を「提示」してください。

- 【法定代理人】 自身 の
- ・運転免許証
 - ・健康保険の被保険者証
 - ・資格確認書
 - ・個人番号カード（※）
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
 - ・障害者手帳

※
・個人番号通知カードは使用不可。
・住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

次の書類（複写物は不可）を「提示」又は「提出」してください。

- ・戸籍謄本（※）
- ・戸籍抄本（※）
- ・成年後見登記の登記事項証明書（※）
- ・その他法定代理人であることを証明する書類（※）

※
・開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。

+

3 任意代理人による請求

次の書類（複写物は不可）を「提示」してください。

- 【任意代理人】 自身 の
- ・運転免許証
 - ・健康保険の被保険者証
 - ・資格確認書
 - ・個人番号カード（※）
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
 - ・障害者手帳

※
・個人番号通知カードは使用不可。
・住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

次の書類（複写物は不可）を「提示」又は「提出」してください。

- 委任状（※）

※
・開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。
・委任者の自署又は押印が必要です。

+

次の書類（複写物は不可）を「提示」又は「提出」してください。

- 【委任者】の印鑑登録証明書（※１）
又は
【委任者】自身の下記の書類等の写し（※２）
- ・運転免許証
 - ・健康保険の被保険者証
 - ・資格確認書
 - ・個人番号カード
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
 - ・障害者手帳

※１ 印鑑登録証明書を提出する場合は、委任状に委任者の実印を押印してください。印鑑登録証明書は開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。

※２ 複写物に個人番号カードの個人番号、健康保険の被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号が含まれる場合は、当該部分を塗り潰すなどして、判読できない状態にしたものを提出してください。

+

○郵送により開示請求をする場合

1 本人による請求

次の書類を送付してください。

下記の書類の写し（※）

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・資格確認書
- ・個人番号カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
- ・障害者手帳

※
・複写物に個人番号カードの個人番号、健康保険の被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号が含まれる場合は、当該部分を塗り潰すなどして、判読できない状態にしたものを提出してください。
・個人番号通知カードは使用不可。
・住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

+

- ・住民票の写し（※）

※
・個人番号の記載がないもの。
・開示請求の前３０日以内に作成されたものに限りま
す。
・複写物不可

※注意

本人確認書類に有効期限の記載がある場合は、必ず有効期限内に総務課に届くように送付いただきますようお願いいたします。

総務課に到着した時点で有効期限切れだった場合は、別途利用可能な本人確認書類の送付が必要になりますので、あらかじめご了承ください。

2 法定代理人による請求

次の書類を送付してください。

【法定代理人】 自身 の下記の書類の写し（※）

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・資格確認書
- ・個人番号カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
- ・障害者手帳

※
・複写物に個人番号カードの個人番号、健康保険の被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号が含まれる場合は、当該部分を塗り潰すなどして、判読できない状態にしたものを提出してください。
・個人番号通知カードは使用不可。
・住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

+

【法定代理人】 自身の
住民票の写し（※）

※
・個人番号の記載がないもの。
・開示請求の前３０日以内に作成されたものに限りま
す。
・複写物不可

+

- ・戸籍謄本（※）
- ・戸籍抄本（※）
- ・成年後見登記の登記事項証明書（※）
- ・その他法定代理人であることを証明する書類（※）

※
・開示請求の前３０日以内に作成されたものに限り
ます。
・複写物不可

3 任意代理人による請求

次の書類を送付してください。

【任意代理人】 自身 の下記の書類の写し（※）

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・資格確認書
- ・個人番号カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
- ・障害者手帳

※
・複写物に個人番号カードの個人番号、健康保険の被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号が含まれる場合は、当該部分を塗り潰すなどして、判読できない状態にしたものを提出してください。
・個人番号通知カードは使用不可。
・住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

+

【任意代理人】 自身の
住民票の写し（※）

※
・個人番号の記載がないもの。
・開示請求の前３０日以内に作成されたものに限りま
す。
・複写物不可

+

委任状（※）

※
・開示請求の前30日以内に作成されたものに限りま
す。
・委任者の自署又は押印が必要です
・複写物不可

+

- 【委任者】の印鑑登録証明書（※１）
又は
【委任者】自身の下記の書類等の写し（※２）
- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・資格確認書
- ・個人番号カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類
- ・障害者手帳

※１
・印鑑登録証明書を提出する場合は、委任状に委任者の実印を押印してください。印鑑登録証明書は開示請求の前30日以内に作成されたものに限りま
す。
・複写物不可
※２
・複写物に個人番号カードの個人番号、健康保険の被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号が含まれる場合は、当該部分を塗り潰すなどして、判読できない状態にしたものを提出してください。